

ロッカー規約変更点

東京理科大学学友会常任委員会

第一条

条項名を「ロッカー」から「定義」に変更。

第二条

変更前

ロッカー貸出は学友会のサービスの一環であるため学友会の会員以外は使用できないものとする。

変更後

ロッカー貸出は学友会のサービスの一環であるため学友会員のみが使用できるものとする。

第三条

変更前

第一項 ロッカーを利用したいものは、学友会のホームページ上で新規登録する事ができる。

第二項 ロッカーの新規登録の際、メールアドレスを登録しなければならない。

また、メールアドレスを変更した際は早急に報告すること。

変更後

第一項 ロッカーを利用したい者は、学友会の Web ページ上で新規登録する事ができる。

第二項 **各人が申請できるロッカーは一人につき一つまでとする。**

第三項 ロッカーの新規登録の際、メールアドレスを登録しなければならない。

また、メールアドレスを変更した際は早急に**学友会常任委員会**に報告すること。

第五条

第四項

変更前

前項において、生じた責任は学友会では一切負わない。

変更後

前項において生じた責任は、学友会では一切負わない。

第八条

変更前

第一項 ロッカーの**上部**、その他使用の妨げとなる場所にものを放置することを禁止する。

第三項 前項において生じた責任は学友会では一切負わない。

その他盗難が生じた場合も同様の扱いとする。

変更後

第一項 ロッカーの**周辺**、その他使用の妨げとなる場所にものを放置することを禁止する。

第三項 前項において生じた責任は、学友会では一切負わない。

その他盗難が生じた場合も同様の扱いとする。

第十条

変更前

本規約が承認・変更される場合には、学友会常任委員会会議での議決が必要となる。

その後、学友会常任委員会は **web ページ等**で十分な告知を行わなければならない。

変更後

本規約が承認・変更される場合には、学友会常任委員会会議での議決が必要となる。

その後、学友会常任委員会は **Web ページ、掲示板等**で十分な告知を行わなければならない。

2009年09月14日 発行

2010年05月10日 改定

2011年10月20日 改定(現規約)